

Title	甕棺に関する一考察(上)
Sub Title	
Author	森本, 六爾(Morimoto, Rokuji)
Publisher	三田史学会
Publication year	1927
Jtitle	史学 Vol.6, No.1 (1927. 3) ,p.39- 67
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19270300-0039

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

甕棺に關する一考察（上）

言葉は屢々廣狹の二義をもつ。本篇對象とする所の甕棺なる語は、後者すなはち狹義に従ふものであつて、ひろく一般の棺甕（Cinerary urn）を指示するものではない。然らば、其の意義にもとづく甕棺とは何ぞや。かの九州、特に北九州地方に特殊の濃密な分布をしめし、其の或者は近時諸學者の注意を寄せつつある銅鉾銅劍をも内に含み、其等の青銅器にも時代的相關を有するところのあるもので、這種のものを最も特徴づける顯著な點は、合口甕とも呼ばれてゐる如く、二個の大甕の口縁を合せて棺として用ひた特殊の葬法にある。かく或る限られた時空内に存在した棺甕の一種を、特に呼ぶに甕棺なる名稱をもつてし、今其に關する一臆説を試みようとするのである。

而して、這種の甕棺については、早く八木瑳三郎氏等(1)の如く、注意を其に致した人もないではない。しかし、其も銅鉾銅劍に隨伴して第二義的に甕の存在に注意を及したにすぎないと見られるものであつ

て、今日吾々が甕棺について抱いてゐる概念には、さほど大きな影響をあたへてゐると思はれない。眞に學術的な意味と内容とをもつて、學界に合口甕棺を確認せしむるに至らしめられた學者は九州大學の中山平次郎博士⁽²⁾である。其の資料に恵まれた環境にあつて博士の異常な努力と注意とは、個々の遺跡の精査ともなり、総合的研究ともなつて、其の精彩ある劃期的な論文と報告は、諸雜誌に掲載せられた所である。即ち、銅劍銅銚の新資料についての關心は、ひいて遺跡學上金石併用時代の存在の究明となり、其等の青銅器が同時代の文化遺物であり、銅銚銅劍と或る部分に於て接觸する所のある甕棺も、同様の文化階段の一のあらはれであることを明にせられるに至つた。博士について、甕棺の究明に努力を拂はれたのは梅原末治氏⁽³⁾であらう。島田寅次郎氏⁽⁴⁾も挙げねばならない。所論甕棺に及んだ人に後藤守一氏⁽⁵⁾があるし、私自らも其の一人である⁽⁶⁾。

註(1) 八木契三郎氏の其は東京人類學會雜誌百七十三、百七十四號(明治二十三年刊)所載「九州地方遺蹟調査報告」を初め、其の著「考古便覽」、「日本考古學」、「考古精説」等參照。學界受容の程度如何は、古谷清氏が「鹿部と須玖」(考古學雜誌二ノ三)に於て八木氏の所見に疑を挿まれてゐることによつて、當時に於ける甕棺に關する知識の貧しさからも窺ひ知ることができる。

(2) 中山博士の業績は極めて多い。先づ重要なものをあげると「銅銚銅劍の新資料」(考古學雜誌六ノ六)、「九州北部に於ける先史原史兩時代中間期間の遺物に就て」(同誌七ノ十——八ノ三)

「銅鉾銅劍竝に石劍發見地の遺物」「同上追加」(同誌八ノ八一—八ノ十一)、「大甕を發見せる古代遺蹟」(同誌十一ノ一、二、四)、「明治三十二年に於ける須玖岡本發掘物の出土狀態」(同誌十二ノ十、十一、十二)、「筑前國朝倉郡福田村平塚字栗山新發掘の甕棺内遺物」(同誌十五ノ四等がある。殊に「大甕を發見せる古代遺蹟」は甕棺に關する博士の總括的記載である。

(3) 甕棺についての調査の報告には「筑前朝倉郡平塚の甕棺」(藝文十四ノ八)なる一篇があり、一般的記述を試みたものには「上代墓制の沿革」(中央史壇六ノ一)及び「銅劍銅鉾に就いて」(三)(史林八の三)中にある。

(4) 其の筆になる『福岡縣史蹟調査報告書第一輯』中に「大甕合口甕」の一項がある。

(5) 其の「甕棺、陶棺について」(一)×考古學雜誌十三ノ九のうち「九州に於ける甕棺」と題し、要約せんとして居る。

(6) 拙稿「斷片を愛惜する言葉」(中央史壇十三ノ一)の一項「九州の甕棺」參看

二

甕棺の性質を考察する前序として、最初に私達は今日では甕棺其のものについて如何なる程度の知見を有するかを總括して置きたい。

こゝに於て甕棺の實際を述べねばならない。廣義の彌生式系に屬する素焼の甕——屢々其の大きさの口

徑二尺内外、深さ三尺前後ある二個の大甕の口縁部を合せ、或は一の甕に他の一の口部を缺破したものを被せ、もつて合口甕といふ語によつて特徴づけられる細長な器を初めて形成し、特殊の状態に地下に埋めたものである。この様な合口甕が最も普通であるが、其が全部を占めてゐるといふ譯でもない。極く稀に、中山博士の調べに基いてのべると、筑前國筑紫郡住吉村平田、同國早良郡原村大字小田部字立石畑、同國朝倉郡福田村平塚字栗山の三ヶ所⁽¹⁾の内には其等以外に、單甕からなるの式を含むてゐる。けれども、甕棺の總數から見ると、單甕は合口甕に比して驚くべき小數であつて、其の點は甕棺を特色づけるものは合口甕であるとするの見方を否定するには至らない。此等の甕は大きさには大小があり、形式にも小異がある。しかし、後者にあつても、大形彌生式系土器の器形の範疇内にのみゆるされた些^{トライ}少な形式の差異にすぎないので、頸部または腹部に一二帯を繞らしたものを普通とする。往々、甕の低部より稍々上方に孔を穿つたものも發見せられる事實がある。合口甕には、蓋、身ともほゞ同大の完形の土器を用ゐて、其の兩者の如何を分明しがたいものもあれば、明かに蓋、身の區別を器自身から可能とするものもあつて、中には合口の部分に粘土を巻いて、兩者の接合の完全を企圖したのを觀取し得られるのである。單甕にあつては稀に石蓋を用ゐたものがある⁽²⁾。すべての合口甕や單甕は斜位埋没のものが多く、往々水平のものも認める。前者にあつても、其の傾斜の度はすべてに於て同一なものではない。中山博士の調査からいふと、先づ水平の零度のものから初つて、大體四十五度のものを限度とし、其の

中間が最多數を占め、四十五度を超すものに至つては肥前三養基郡田代袖比に於て僅に一回の所見あるにすぎないの有様である。甕埋没の方向、また其の配列の如き、共に區々たるものである。此等の甕の内からは、屢々骨片もしくは骨の分解して粉末となつたとすべきものの土と混じて見出される。中山博士、梅原氏によつて調査せられた筑前朝倉郡平塚の第二甕棺に於て、上方甕に下顎骨や頭蓋骨の縫合線の見られる斷片が齒牙三四個と共に存し、下方甕の稍々底部に近い所から大腿骨や脛骨其他が存したことは、⁽³⁾他方一般の合口甕にたとへ大小があり、大人、小人の其を思はしめるものがあるにしても普通一の甕の深さ三尺内外、二個合せての長さ六尺内外の空間を得るの事實と相まつて、自から内に收められた遺骸の伸展葬なるべきを考へしめ、合口甕が棺としては伸葬にもとづくものであらうとするの考に導かれるのである。而して極く小數の單甕に於ては、筑前平塚例に於て、⁽⁴⁾成人骨を藏めたのを認めらるゝ實際は、甕が深さ三尺前後を超えない器であるの點から、屈葬の肯定の穩當であるべきを思はしめる。其等の點への注意は、私達をして合口甕によつて特徴づけられる甕棺の性質の考察を可能に導く一の重んずべき事實に逢着せしめたともいふべく、屈葬を推察せしめるものが單甕にあり、しかも其の極めて小數な點と合口甕の其のまゝに伸展葬をあらはし、絶對多數であることに注意せられねばならない。

次に考慮を要するのは此等甕棺の占位部分である。多くの甕棺にあつては、其の埋葬時に地を穿つて主體を地表下に置いたのである。けれども稀には筑前國筑紫郡那珂村板付字田端例の⁽⁵⁾如く其の上に圓墳

狀封土を認め、既に封土存在の萌芽を考へ得られるものがある。筑前前原の畑地で見出された大甕また圓墳狀隆起發掘跡に存したのである。⁶⁾この様に、概して主體を地表面下に置いたことは、其自身が原始的な土器使用の棺であると相まつて、其の自然的なることを思はしめるが、其にも拘はず既に墳丘の萌芽を見ることは、かの須玖岡本に於て甕棺の周圍を粘土をもつて詰めたもの⁷⁾のあるの事實と共に特記すべく、此點は所謂高塚によつて特徴づけられてゐる古墳との間に多小の關係の存在するのを考へしめ、其のかくある所似の點について想到せざるを得ないこととなるのである。

而して、一方、甕棺が本來棺の目的をもつて製作されたらうかといふに必ずしもさうとのみ斷定し得ないのである。もとより這樣な大さの甕は、其の大さと相まつて或る物を其の内に容れる器として製せられたものなるべきは言ふまでもないが、棺としての使用方面のみが當初からの全部の目的ではなかつたのであつて、寧ろ日用の容器が棺に轉用されたにすぎぬと思はしめるの實例がある。筑前糟屋郡志免村大字南里日枝田の甕棺の一に於ては口頸部を破損した甕二つを合せ出した事⁸⁾があつて、此の口頸部の缺點が全く近時のものでなく、此が棺として地表下に埋められる以前に於て或る別個の用途を有し、破損を生じた後、棺に利用されたものとすべきであるし、また北九州の彌生式土器の包含層からも、這種大形の器が他の破片と重り埋没してゐる實際もあつて棺の爲に大形甕が利用若しくは轉用せられたものであるとの考をなさざるを得ないのである。これまた甕棺其のものゝ性質の考究には忘却しがたい。

甕棺がある一個の土地に於て、一ヶ所にすぎない場合は甚だ尠いのであつて、多くは數個、數十個が群在してゐる。しかも棺内からは何等の副葬品を出さないのが普通である。其の間にあつて最も顯著な例として、其の數は多くないが、這種遺蹟の性質の考査に重要な寄與をなすものは、内に副葬遺物を含むものゝ存在である。斯様のものゝ確實な例としては(一)筑前國筑紫郡春日村大字須玖字岡本、吉村源次郎氏宅地、⁽⁹⁾(二)同民家の北裏地、⁽¹⁰⁾(三)同國同郡那珂村大字板付字田端、⁽¹¹⁾(四)同國糸島郡怡土村大字三雲、⁽¹²⁾(五)同怡土村大字井原鑓溝附近、⁽¹³⁾(六)同國同郡福吉村吉井、⁽¹⁴⁾(七)同國朝倉郡福田村平塚字栗山、⁽¹⁵⁾(八)同國糟尾郡席内村大字鹿部皇石神社社殿後方、⁽¹⁶⁾(九)肥前國三養基郡田代村大字柚比字安永田の九ヶ所を擧げ得るが、他の筑前國嘉穂郡庄内村大字綱分八幡神社藏のクリス形廣鋒銅劍三口が、同社地から甕の中より發見されたとの社傳を有するものであるが、直ちに信じて確例となすには猶豫せざるを得ないものであり、後藤守一氏によつて傳へられた對島クビル⁽¹⁸⁾のものゝ果して甕棺であるや否やを疑ふ餘地多く更に棺内よりの銅鉾類の出土に至つては認めがたいの實際にある。上舉九例の内の八例までが、筑前に於て占められるの點は、後述する甕棺の分布の北九州に多いのと相まつて興味を惹く。其の棺内出土の遺物には銅器には銅鉾銅劍の類があり、鐵器にクリス形鐵劍があり、玻璃製璧があり、鏡鑑類があると共に、他方鹿角製管玉、貝釧等の諸品目を數へ得るのである。しかして前者の、銅劍銅鉾に於て細形銅劍、狹鋒銅鉾、クリス形狹鋒銅劍等の古式のものに限られてゐるかの有様と、⁽¹⁹⁾璧の支那の所謂穀璧

に相當りしかもその硝子製の點は近時に於ける彼からの將來品と同質のものなると、鏡鑑の雷文鏡、星雲鏡を初め多くを占める精白鏡日光鏡其他が殆ど倣製等の疑念を有してゐないこと、⁽²¹⁾相まつて其等が當代支那大陸からの舶載品であつたとするの歸結に自から導かれるのに、後者の、狩獵から獲得し得た鹿角製の管玉や貝を斷つて作つた釧の如き身體附屬品の、前者とは別個の一特殊な傳統的文化所産としてここに併存混在してゐることの實際は私の深く興味を感ずる所である。一は高級にして優秀な文化所産の器なるに、他は低劣にして原始的な文化所産に外ならないのである。この一見矛盾する兩者の併存こそ、私たちにとつて研究上魅力を有する點であらねばならない。これはひいて、當代人民の高級文化享受の性質の實際を物語るものであり、彼等が果して大陸の文化所産なる器を彼國本來の意味のもとに充分理會し得たか否かの點にまで論及せしめ、甕棺の性質を考査する上に一の有力な暗示をあたへるものがある。

ひるがへつて須玖や三雲の如き多くの副葬品を内に有した甕棺をもつて、其の遺物を考慮すれば、庶民の墳墓となすことは甚だ肯定しがたい。しかるに、多數に群在して棺内遺物を出さないものは、必ずしも此等を社會的高級者となすことを躊躇せしめる。斯様に甕棺のすべてが庶民の墳墓のみではなく、また當代の社會的高級者であつたものゝ墳墓と思はれるものに其あることは、甕棺が單に經濟的の動因からのみ發生したものでないことを物語り、其の性質の究明の上からも當然考慮を要する。

註① 中山博士「大甕を出せる古代遺蹟」(考古學雜誌十一の一)「筑前國朝倉郡福田村平塚字栗山新發掘の甕棺内遺物」(同誌十五ノ四) 參照。

(2) 中山博士考古學雜誌十五ノ四、及び福岡縣報告一。筑前國朝倉郡平塚例が其である。蓋石は三枚の緑泥片岩の板石からなり、内二枚を列べて甕口を覆ひ、其の合せ目に第三のものを重ねてあつた、そして蓋と甕口との間には粘土を卷いて目張がしてあつたといふ。

(3) 梅原末治氏「筑前朝倉郡平塚の甕棺」(藝文十四ノ八)三九頁

(4) 中山博士考古學雜誌十五ノ四參照。平塚栗山のものについては成長した三稜骨の發見を言はれてゐる。また筑紫郡平田に於て、單甕が相當に發見されたものをもつて悉く小兒を葬つたものと看做しがたいと述べてゐられる。

(5) 同博士「銅鉾銅劍の新資料」(考古學雜誌七ノ七)に於て、圓墳狀隆起について詳しく述べて居られる。

(6) 同博士「大甕を發見せる古代遺蹟」(三)考古學雜誌十一ノ四(四)二頁。また明治三十二年に發掘された須玖岡本のものに於ても大石の上に墳丘といふべき隆起があつたらうといふことをしるしてゐられる。これについては考古學雜誌十二ノ十一の三九頁參看

(7) 同博士「明治三十二年に於ける須玖岡本發掘物の出土狀態」(考古學雜誌十二ノ十、十一)に詳しい。

(8) 同博士考古學雜誌十一ノ二參照。甕棺は、かの所謂陶棺等の如き最初から棺として特製された

ものは同一視し得ないのであつて、這種大甕が、かの博士によつて報ぜられた藤ノ木等の包含層からも發見されてゐることは注意に値する。

(9) 古く八木柴三郎氏や古谷清氏の調査報告(前出)があるが、中山博士の「明治三十二年に於ける須玖發掘物の出土状態」(考古學雜誌十二ノ十一、十二)が最も詳しい。

(10) 中山博士「銅銚銅劍發見地の遺物追加」(上)(考古學雜誌八ノ十)、同「大甕を出せる古代遺蹟」(一)(考古學雜誌十一ノ一)參照。

(11) 同博士「銅銚銅劍の新資料」(考古學雜誌七ノ七)による。

(12) 青柳種信「筑前怡土郡三雲村所掘古器圖考」、中山博士「三雲南小路に於ける特殊埋藏物發掘地點」(考古學雜誌十三ノ九)

(13) 青柳氏前出書及續風土記拾遺其他參看

(14) 中山博士「筑前國朝倉郡福田村平塚字栗山新發掘の甕棺内遺物」附記(考古學雜誌十五ノ四)參照

(15) 同博士考古學雜誌十五ノ四報告による。

(16) 八木氏「考古精説」、古谷氏「鹿部と須玖」(前出)、及び中山博士博士考古學雜誌七ノ十、十一ノ一による。

(17) 中山博士「銅銚銅劍並に石劍發見地の遺物」(考古學雜誌八ノ八)、「大甕を出せる古代遺蹟」(考古學雜誌十一ノ一)

(18) 後藤守一氏「對島瞥見録」(考古學雜誌十三ノ三)

(19) 銅銚銅劍に關する研究については、高橋博士『銅銚銅劍の研究』、梅原氏「銅劍銅銚に就いて」

(史林第八ノ九卷所載)參照。

(20) 近時の將來品の一例としては東京帝室博物館藏品がある。須玖のもの⁽¹⁾と合せのせた寫眞が考古學雜誌十一ノ十二の口繪にある。須玖のものは焼失。

(21) 富岡謙藏氏「九州北部に於ける銅劍銅銚及び彌生式土器と作出する古鏡の年代に就いて」(『古鏡の研究』其他の高橋博士梅原氏論文(前出)參照。

(22) 中山博士が須玖より發見され、顯微鏡下の觀察を行はれたものである。

三

甕棺が往々にして棺内に、舶載品なるべきを思はしめる相對的年代の古い銅銚銅劍や、鏡鑑や、クリス形鐵劍等を副葬してゐることは既に述べた所である。未だ棺内よりは磨製石劍其他の石器が銅銚銅劍其他の類と共に發見されるに至らないが(また其故に、其處に甕棺のもつ性質の面白さを認めるのであるが)、屢々棺外から石器が伴出することがあり、若しくは親密な關係をもつて其が發見される。古式の銅劍銅銚を内包してゐた甕棺の遺跡である筑前板付に於ては甕の存した同じ封土の内から磨製石器其他の石器が檢出せられて居り、筑前筑紫郡住吉村大字平田那珂村大字竹下境界部の遺蹟では甕棺外と同

地盤から彌生式土器、石庖丁其他の石器が見出されてゐるのである。かく甕棺の埋没地には概して彌生式土器の散布が多く、普通、石器石屑の類を隨伴する有様である。其の詳細については中山博士の「大甕を發見せる古代遺蹟」なる精彩ある一篇に於てつくされてゐる所であるから、ここに再說するの要を見ない。博士は石器、金屬器併存の時代的關係を認め、當代文化狀態の兩器使用の域を徘徊せるを論じて居られるが、私たちも本來の甕棺（末流のものに對して）が、まさに金石併用時代の文化所産なりとするの高説に従はんとするものである。けれども人によつては、甕棺内より發見せられることのある銅利器及び鐵利器の類が磨石器劍其他の石器と所謂一の *Feito* をなして未だ發見せられるに到らない所から、兩器併存の事實をもつて、偶然の混在によつて生じた現象にすぎないと見なす懷疑論者のなきを保しがたいが、甕棺の器其自體が彌生式系の土器であり、北九州を初め中國近畿地方の石器と伴出する彌生式土器の遺蹟に同種の大形甕を見る上からも、其の疑念は成立しがたいのである。むしろ棺内に石器の、銅鐵利器と混じて副葬されてゐない事實こそ、甕棺の性質の面白い部分を呈示するものとして、これを甕棺遺蹟に於て却つて棺外より採集せられる石器時代關係遺物の金屬器及び其の關係遺物に比して發見個所の遙かに多數であるの點とも、併せ考慮することによつて、其の然る所以について別個の興味ある解釋を可能とし得べきを思はしめる。これは甕棺の性質を究明することによつて自から解決せられる。

さて、上來記述する所から本來甕棺の石金併用時代の文化所産なるに論じ到つたが、然らば實年代の上からすれば如何。先づ此の點の檢覈に資すべき棺内遺品として注意に上るのは鏡鑑の類であつて諸學者の研究上の關心⁽⁴⁾はひいて其等發見鏡の年代の考査となり、今や雷文鏡、星雲鏡をもつて前漢代となすべく、精白鏡、日光鏡の類の王莽代若しくは其に前後する時代に中心を置くとするもの、最も新しい式と看做し得られる夔鳳鏡の類をもつて後漢初期に及ぶものありとする學說の廣く認容を見んとしつゝある有様であるが、この事は其等と伴出する狹鋒銅銚、細形銅劍、クリス形狹鋒銅劍の實年代のまさにも鏡の指示する其との間に密接な關係のあることを肯定せしめるのである。と共に、細形銅劍、狹鋒銅銚の朝鮮黃州郡黑橋面に於て、前漢の宣帝神爵二年所鑄の穿上五銖錢二個其他と共存した例⁽⁵⁾があつて、同遺跡の上限の神爵二年（西紀前六〇）を溯り得るものではないことを示し、及んでは兩種の劍銚に有力な解明の示唆をあたへることとなるのであるが、實物のしめすところ、黑橋面の銚が須玖の其に比して（鏡よりすれば三雲の方が須玖に比して概して古い式のものをもつてゐるが、銚劍に至つては前者のものゝ實物を傳へないので、後者を比較にとらざるを得ない）、利器としてのよりプロトタイプを保有してゐる所から、須玖の銚の年代は彼の其に若干のゆとりを加へた部分に置かれるべきであり、従つて須玖の甕棺の實年代についても自から一の標準を得ることができるのである。しかして、他方、甕棺と同種の土器を出す筑前絲島郡松原から王莽の貨泉（西紀一四）を見出したの實際は、⁽⁶⁾これまた甕棺の年代の

考究に、一の確實な暗示をあたへる。かくして五銖と貨泉とを間に挟むだ約一世紀間前後は嚮に鏡によつて想定した所と甚しい矛盾を見ず本來の甕棺の實年代の一部分が、王莽代の中に置いた前漢末より後漢初に至る約一世紀前後のうちに觸れる所がありとする推察に到らざるを得ないのである。

以上述べた所の様な實際をもつて、わが金石併用時代に存在し、其の實年代の上よりも占むる所の一點を略ぼ考究し得る甕棺が、然らば如何なる分布をしめして發見されるのであらうか。此の點については、北九州地方の中山博士によつて非常に明かにせられ教へられることの極めて多いのに、北九州を除いた殘餘の部分は考古學上の調査が尙あまねく行き互つてゐる譯ではないために、將來に調べをのこされたものゝあるのを考慮しなければならぬが、今日まで諸先學の注意する所では、這種の甕棺の分布は九州全土に擴がつて存在する様である。然し、北九州に極めて濃密であり、南にあつてはさほど密度が大ではない。北九州中に就ても、筑前の糸島、早良、筑紫、糟屋、朝倉の諸郡を最とし、筑後にあつては三井、三潁、八女、山門の諸郡にまた多く肥前の三養基郡等にも尠からず存する。先年中山博士の示された所に従ふと、⁽⁷⁾北九州に於て大甕埋没地三十六個所、大甕破片發見地二十五個所、合計五十一個所に及んでゐるが、今日では其の數も二倍に近いかも知れない。博士の主力をつくされた調査地以外の分布で既に注意に上つてゐるものには、肥前にあつては、田代の顯著は遺蹟を初め鳥栖驛附近のもの⁽⁸⁾の外、佐賀市外練兵場附近⁽⁸⁾に存在するを傳へられ、肥後では飽託郡志水村の高臺地⁽⁹⁾や同郡健軍村第二師

範學校發見のもの等が知られてゐる。豊前では田川郡糸田村のもの中山博士によつて注意せられ、宇佐郡豊川村字中原、同郡八幡村乙女等に存することも梅原末治氏によつていはれ、豊後に於ては直入郡柏原村字田代にあること、長山源雄氏の最近に報告せられた所である。⁽¹¹⁾大隅では甕棺と推し得るもの、肝屬郡内でなされた瀬之口氏の採集中に見られる。かくして其の分布は九州にひろがるものとなし得るが、北九州の壓倒的に密なのを否定する譯には行かない。次に北九州以外に於てはどうであらうか。確實で且つ九州の其と形制を同じうする合口甕棺は（末流のものは暫く考慮しない。觀察の多岐煩雜に墮するのをいとふために、後觸しようとする）、中國地方からも、四國地方からも其の出土を殆ど傳へられてゐないのである。勿論『棺甕』の發見はこれを見得るであらうが、こゝにいふ所の『甕棺』の確實な發見例がない。いふまでもなく日本内地の全土があまねく地下十尺前後まで掘りかへされたといふ譯でもないから、分布について確言することは其の日まで躊躇せねばならないが、假に他地方にないと言ひさらないまでも、九州地方に殆ど限られてゐるの有様と、北九州に殊に濃密なるとの實際は忘却しがたい。内地のこの様な状態に對して、朝鮮支那ではどうであらうか。朝鮮では、羅州潘南面の遺蹟について後述する如く、合口甕棺の系統を日本より、逆に彼の地に後代に於て傳へた一末流とも見なし得るものもあるが、本來の甕棺とは、形式に於て棺内遺物に於て、同様には談ずべからざるものである。ここに僅に疑問となるのは中より銅劍を出した京畿道餅店の遺蹟であるが、遺蹟其自體が今存せず頗る明

瞭を缺くが上に、いふ所の如く器が細長い筒様のものであり、焼方も瓦色を呈してゐたものであつたとすれば、大いに疑ふべきである。然らば屢々問題にせられる支那ではどうかといふに、ここに注意すべき文獻がある。其は太平廣記百九十七卷博物篇の沈約の條にかかげられたもので、梅原末治氏引くところの文は⁽¹³⁾

又天監五年丹陽山南得瓦物。高五尺圍四尺。上銃不平蓋如合焉。中得劍一瓷具數十。時人莫識。沈約云此東夷罍孟也。葬則用之代棺。此制度卑小則隨當時矣。東夷死則坐葬之。武帝服其博識。語在江右雜事(出史系)

とある。文獻のみで未だに確實な發見例をもたないから、尙小餘の疑問を置くべしとするも、該文獻の示すところは、支那の一部に「瓦物」の棺が存し内より劍瓷具等を出した實際と其に對する沈約なる六朝代の學者が、世人が其について何等しるところのないのに反して東夷の罍孟なりと解したことにあるが、これは六朝以前に丹陽山附近に文獻記録する所の様な焼物の棺があつたことの認容となると共に、這種の棺が支那人本來の制ではなかつたらうとの推測に導かれるのであつて、銅劍銅鉞類の基づく所支那にありと考へしめるのと併せ比較する時、この古文獻の存在こそ却つてわが九州の甕棺の遺蹟としての性質の究明に一示唆をあたへるものであつて、甕棺の大陸——支那から傳へられた墓制となすことの否定に到らしめるものである。更に支那以外の土地に於てはどうであらうか。西バビロンに於ては

Merkesでの發掘のしめす所、口を合せた甕の單甕と共に群在し、其の合口甕に於ては、たとへ器が安定な底を有することがあつても、水平若しくは緩傾斜の位置に葬られ、垂直に埋められることなきをしるし、兩者の合せ目に粘土等で固めたことを記載してゐるが其の内に收められるべき遺骸は屈葬であつて合甕の總高の其に適ふ大きさのものであることは、我が九州の合口甕棺の其の伸展葬であつて總高の五六尺に及ぶものとは規を一にして見がたく、兩地の間によつては直ちに有機的關係を認めがたいのであり、むしろ甕をも地の甕棺によつて表象せられる墓制については直ちに有機的關係を認めがたいのであり、むしろ甕をもつて棺に使用するが如き原始的葬法はある特定の地方、或は民族のみに限るものではなく隨所にも起り得るを物語るものと見ることによつて別個の興味を感ずる譯ともなる。またバビロン文化の故地なるスメールに於ても、またはアツシリヤに於ても、或は太平洋の東、アメリカ、インデアンに於ても、一種の合口の甕の棺を見ることは既に世に注意せられる所であるから、⁽⁴⁵⁾改めて私の再説を要しないが、其等は其の大きさに於て、形式に於て、遺骸の葬法に於て、甕の埋み方に於て、わが九州の甕棺の源流の該地方に求むべきでないことを教へ、かへつて古代に於ける原始葬法の一あらはれとして各地に見得べき其等の存在は、わが九州の甕棺をもつて東亞に於ける原始的墓制となす考説に傍證としての役立をなすものである。

以上、所説の如くであるとするならば、わが甕棺は世界各地に見る棺甕の一あらはれであつて、九州

地方ことに北九州に濃密に分布して往々其の内に副葬品として、含むこともあるかの銅銚銅劍の分布區域に似、其に比していささか狭い感がある。朝鮮等に本來の其の確實とすべきものなく、中國、四國其他の内地に同様の確例をもたないで、北部九州に多くしかも其地より往々出す棺内遺物としての銅銚劍類の古式なのと相まつて注意すべく這種墓制の究明に一寄與たり得る。かくして、こゝに對象とする甕棺は、其の分布より見て實に文化的地方相を示すものといはねばならぬのである。

上來記述する所甕棺の實際についての概要を終り、今や其の性質を考察するの順序となつたが、其に先だつて少しく考慮を要することがある。其は、甕棺の存した地方に於て、其の時代に、其が墳墓として唯一のものであつたか否かの點である。此の場合、私たちの注意に上るのは粗製組合式石棺の存在である。此の種の内部主體の墳墓より往々銅銚銅劍を出すものがあつて、同じく其を出すところのある甕棺とは、或る點に於て時代的相關を有し、或る部分に於ては共存を見たことが考へ得られるのである。事實中山博士の報ぜられた所では、⁽¹⁶⁾筑前前原、鹿部、生松原、筑後高三瀨、龜甲、肥前鳥栖に於ては兩者がならび存するのを見るのであつて、この事實は須玖岡本等の⁽¹⁷⁾甕棺所在地の一部分に一種の大石の存し、筑前朝倉郡平塚に於て甕の蓋に石をもつてしたのと共に、看過しがたい。然らば、甕棺と粗製組合式石棺との存續等の相對的年代は如何にあとづけ得るであらうか。今兩者内所出の銅劍銅銚をとつて其を考査するに表示する如く

の有様となる。甕棺の其の狭鋒銅銚、細形銅劍、クリス形狭鋒銅劍に限られ、九州ことに北九州にあるを示すに、他は、平形銅劍を除くあらゆる形式を含んで其の點前者よりも多くの式をもち、其等形式の示すところから尙ほ時代も新しさに互り、分布も朝鮮から對馬、筑前、筑後、豊前、豊後の九州各地、更に東して長門、伊豫に及ぶ。即ち銅銚銅劍の形式の示す所に基いて

〔年代〕粗製組合式石棺

甕 棺

〔分布〕粗製組合式石棺

甕 棺

となる。而して箱式棺はこれを支那にも見るが、⁽¹⁸⁾朝鮮牙山屯浦面の遺蹟に細形劍、狭鋒銚の銅利器出土の同式棺あり、甕棺に比して前出的といふべく、また甕棺に比して更に永く存続した形式のものであり⁽¹⁹⁾分布も箱式棺は後者に比して廣汎に互る地域を占めてゐる。此の點、また注意せざるを得ない。

註(1) 中山博士前出報告及び地方廳報告による。

(2) 考古學雜誌第十一卷一、二、四號所載

(3) 中山博士「大甕を出せる古代遺蹟」(考古學雜誌十一ノ一、二、四)

(4) 富岡、高橋、梅原等諸學者の其の鏡に關する業績を指す。「古鏡の研究」、「銅銚銅劍の研究」、「銅劍銅

銚に就て」(前出)を見よ。

- (5) 朝鮮總督府大正十一年度古蹟調査報告第二册『南朝鮮に於ける漢代の遺蹟』參看
- (6) 原品、京都大學所藏。松原の遺蹟については、中山博士の「九州北部に於ける先史原史時代中間期間の遺物に就て」(前出)に詳しい。
- (7) 同博士「大甕を發見せる古代遺蹟」(考古學雜誌十一ノ四)
- (8) 梅原氏史林第八卷三號による。
- (9) 中山博士考古學雜誌十一卷二號所載に従ふ。
- (11) 長山源雄氏「豊後國直入郡地方の石器時代の遺跡と……遺物」(考古學雜誌十七ノ二)のうちに述べてゐられる。
- (12) 梅原氏「銅劍銅銚に就て」(三)史林八ノ三所引による。
- (14) Kolderey:—Tae excavations at Babylon. (London, 1914) P. 272, 273.
- (15) 後藤氏「甕棺陶棺について」(一)考古學雜誌十三ノ九)
- (16) 中山博士の調査報告による。
- (17) 中山博士「明治三十二年に於ける須玖岡本發掘物の出土状態」(考古學雜誌第十二卷)所載
- (18) 今西龍氏「支那の一古墳に就きて」(考古學雜誌十三ノ九)。箱式棺はシベリヤにも存し、また、相似た形式のものは世界各地に見る。
- (19) 所謂古墳の比較的古いものにも、また其の末期と認められるものにも屢々この式の内部主體が

甕棺に關する一考察(森本)

(五)

める。其例は多い。

四

然らば右の實際の示す所から、甕棺の性質の考察としては如何なる歸結に到達し得るのであらうか。此場合先づ頭に上るのは甕棺内發見遺物の内容の査驗である。其棺内よりの出土遺物を見るのに、二種類に分け得る顯著な遺物が内に含まれてゐる事を注意せねばならぬ。其一は基づく所支那——大陸にあり其文化所産のまささに舶載せられたりと見るべき銅鉞、銅劍、鏡鑑、璧等であるのに、他は狩獵や漁撈の生活によつて其材を獲た鹿角製或は貝製の裝身具類である。一は明かに優秀な文化所産であり、他はまさきらう方もない低劣な原始的文化所産である。かくも明確に區別し得る二種の異つた色彩の文化遺物が(しかも前者の倣製をも含まずに)、同時に同所に併存してゐる事は、一見恰も矛盾の相を呈してゐる感を抱しめるではないか。更に今一つ甕棺其自體に就ても、其が所謂彌生式土器と稱せられる範疇内のものであり、其の用ひられて棺となるも脆弱で耐久性を缺き、内部主體としても原始的であり低級であつて、之を銅鉞劍に比するも鏡に比するも、璧に比するも兩者の性質の示す甚しい間隔の存在は、之また恰も矛盾する所あるが如き觀を呈する。が、之等は果して矛盾其ものを示すにすぎないのであらうか。こゝに用ゐた「矛盾」なる語を「自然的」といふ代語によつて置き換る事ができないのであらうか。

ひるがへつて、甕棺の示す實際を、先行文化階段の石器時代の墳墓と對比して見ると、其の示す所の差異はどうであらうか。甕棺が石金併用時代の文化的所産であることは、嚮にこれを述べた所である。わが國の石器時代の墳墓は、各地に於ける學者の發掘の頻繁なものと併行して、今や其の實際は略ぼ確認せられるの有様となつた。かの三河吉胡、備中津雲、河内國府、三河稻荷山等⁽¹⁾は多數の人骨を出した例である。此等は屈葬によつて特徴づけられ、確認せらるべき封土を未だ有してはゐない。しかるにわが合口甕棺の表象する墳墓は、其の内に收めらるべき遺骸は伸展葬によつて特徴づけられ、すでに封土存在の萌芽を見、内部主體たる棺内には副葬の遺物を有し、しかも其の副葬品といふも鹿角製管玉や貝釧等のむしろ身體附屬裝身具を除く自餘の副葬品——まさしく副葬品といふべきものが、殆ど全く支那文化所産の舶載品からなつてゐるのである。そして、この兩者の墓制に見る相異點の顯著な事實は前者より後者の墓制へと自然的な推移を見た結果、發生したものは到底考へがたいので、むしろ其の相異點の肯定は其の間に働きかけた外力——外的影響の多分の存在を思はしめるのであつて、しかも副葬品就中銅鉾銅劍、鏡鑑、璧の示すところは、その外的影響の本質を具體的に吾人に示してゐるのであり、ここに私達は支那——大陸の影響の存在を肯定せざるを得ないのである。私はさきに甕棺の實年代の一點の、前漢末より後漢初期に觸れるべきことを記した。然らば斯様の實年代をもつ甕棺の其の發現に影響をあたへたと思惟すべき支那文化と甕棺其自體との關係を如何にあとづけ得るであらうか。

かの支那にあつては、漢代に於ける勢力發展は實に活潑なもので、よく其が四隣に及び其の南下したものとては、朝鮮に樂浪帶方等の諸郡の設置を見たのである。其等殖民地に於ける文化的施設の實際に至つては、近時に於ける學術的發掘と調査とによつて、其の地方が當時漢文化のさながらなる發散地であつたことを知らしめるのである。そしてこの様な朝鮮半島に於ける形勢の餘波は、不可避なものとて南鮮を經、更に海を渡つて日本島にまで及び、當時未だ石器使用の低級文化階段を徘徊しつゝあつた民衆に急激な強い刺戟をあたへて、こゝに石金併用の過渡時代を、現出せしめる有様となつたのである。けれども石金併用時代とはいへ、日本の如く南と北とで甚しく隔つてゐる所ではすべてが一樣に同時的な文化躍進をなしたとは到底考へ得られないので、九州、ことに北九州の様な大陸文化輸入の門戸たるの位置にあるの地方は、其の地的環境の然らしめる所として、いち早く其の事を見たとき考へられるので、其の地方に多い銅鉾銅劍の如き、稍々其とは別の分布區域を有する銅鐸等と共に這種の階段の文化所産に屬してゐる。これを今、問題としてゐる墳墓そのものについて考へると、支那の其は、考古學的には幾多の未開拓の分野をもつてゐるが、古文獻のしめすところからすると、周代すでに墳の内部外部に見るべきものがあり、其の後をうけて秦代の發展を見、漢に至つていよいよ盛にして外部にあつては整つた圓形、方形等の封土を有し、内部にあつては伸葬の遺骸を包藏すべき墓室は一定度の整つたもの出現を見、内に多くの副葬品を收めて、顯著な厚葬の風を示してゐるのである。この漢代墳墓の特

色を最も明示してゐるものは樂浪の墳墓の示す内容が即ち其であつて、諸學者の發掘の成果によつてこれを窺ひ得るの有様にある。かく大陸高級文化の波及は石器時代の文化状態にあつた所の邦人に突然で且つは急激である刺戟をあたへて文化躍進の機會をつくらしめたと共に、銅銖劍、鏡鑑、璧等によつて表象せられた文化の流入はやがて墓制の上にも一大變化を招來せしめるに至つたのである。わが甕棺によつて表象された墓制は、此の機運にもとづいて大陸文化輸入の門戸にある北九州地方を中心として採用せられた所であるが、このことの肯定は合口甕として特異の形式をもち、特殊の分布を有する甕棺其自體の起原の奈邊にあるかの點に論及せしめるのである。

私たちは低級文化民が受動的に、しかも急激に、他の高級文化をうけ容れた初期の状態を思惟せねばならぬ。未だ石器時代の文化階段にあり、貝釧や鹿角製管玉等の人體附屬品の使用からしかく超脱し得なかつた當時の人民が、優秀な支那の器物を舶載して驚くべき文化躍進をこころみた。墳墓にあつても支那墓制の影響をうけて、遺物に大陸系文化遺物を副葬し、厚葬の風に従ひ遺骸を支那の其によつて埋葬し、また其に従つて封土を有するものの出現をも見るに至つたのである。しかし棺とか、墓室とかの内部主體になると其の營造にはある程度の智的技能が必要である。支那系の遺物を埋めることも、厚葬のことも、遺骸の伸葬も、また封土の如き智力ではなく勞力を多用する側のこと、これらは十分な精神的用意なくしても做ひ得るのであるが、内部主體に至つては其のままに模するには餘り從來の環境

が惡かつた——餘りに智的技能の修練から別個であつた。模倣が二個の頭腦の間の作用であるとするならば、低いものが高いものゝ文化遺物を原物に盛られた精神と其の形とに近似して模倣するには、一定度の智的技能の修練をつむことと其に要する若干の年月とを見積らねばならぬ。この兩者に向つて努力するには、あまり刺戟が突發的であり影響が活潑であり、憧憬の念が強かつた。支那文化遺物の舶載による驚異はやがて其に對する憧憬となり追求となつたが、原物にもられた精神と技巧とは彼岸の世界であり、一定度の年月を要して技能の修練を積まうとするに力を致すよりも、彼等にとつては憧憬の念がより甚しく切實なものであつた。こゝで、低級な智的技能の所有者であつた人民は、彼の制に則りながら、彼其のままの整つた墓室をつくり得ず、當時に於ける彼等の悪い環境と低劣な技術が僅に製作を可能とした、そしてまた其の製作になれた土器即ち低級文化所産である土器を——今や外來高級文化がもたらした墓制の遺骸の伸展葬であることの點は土器の棺に決定的な影響をあたへ、其がなす大さの規定によつて——二個口を合せて棺に代用し遺骸の伸展葬に可能ならしめた。即ち彼等の貧しい智力がゆるす範圍内で、當時既に存在した同地方の屈葬の單甕の棺の實際から進んで、伸葬に適ふ五六尺の大さを得るやうな合口甕の出現を見るやうに至つたと考へ得られる。單甕——死骸を單に甕に收めて埋葬することに比して、合口甕は二次的進化である。勿論、細長な一個の筒形をもつてする葬器に較ぶれば、猶原始的階段にあるものであるが、兎も角も單甕に比して、このやうな進化をもたらした原因は伸展葬で

あり、其の伸展葬の基く所は外來の墓制——大陸からの墓制の影響にある。

私は、わが甕棺の如き特殊な棺の發現をもつて、敍上の如き模倣⁽³⁾にもとづく文化現象と解する。即ち突然に大陸の墳墓制に接して生ずる憧憬と追求とは彼に似た墓制の模倣に直接的に導くけれども、智的技能の劣弱は、内部主體の材料に、形に於て出來上つたものを彼とは一見別個ならしめる。大陸系の整つた墓室の形式と技巧から離れてより低い階段の單甕棺の手法が——彼等の貧しい技能が可能とする範圍の大形甕を棺に利用することが、急激に青銅文化に接した彼等にとつて、今や避くべからざるものとして、彼等の伸展葬の棺の形に、器材に、決定的な影響と其のもたらす制限とを加へる。私達は、彼等の當時に於ける低劣な環境を無視しがたい。換言すると、わが九州の合口甕棺が、大陸の内部主體に比して、形式に於ても、其の材料に於ても、一見似るところがない故に、卒爾に高級文化に接して突發した低級文化民の模倣の性質の面白い部分を呈示してゐると考へるのである。

そこでこのやうな考説の當否の實際について検討して見ると如何。副葬品中、今や先輩の努力によつて研究の進展を見つつある銅銚銅劍をとつて考へるのに、甕棺内にをさめられて發見するものは、殆ど其の古式のものに限られてゐる。當代日本の人々によつて模倣製作され膨大化したと思惟すべき新しい式の銅銚銅劍類が(他の倣製品も)、殆ど全く其の内より檢出されてゐない事實は、甕棺が高級文化享受初期の人民の文化所産でありとする考方を價值づける。しかもこれは、甕棺の器自身が所謂彌生式土器

の範疇内にある原始的甕器であり、しかも二個の甕を合せて内に伸葬の遺骸を藏めたことの、伸展葬の内部主體として甚だ幼稚低劣なものであり、且つ、棺としての特製品ではなく他の日常の容器を利用した點等と對比するに於て、今得た其の性質觀に一の傍證を添へるわけである。また甕棺が單に庶民の墳墓たるにとどまらないで、大陸の優秀な文化遺物を内包するものもある所から、階級の低いものが單に經濟的制限からのみでこの様な貧しい内部主體を造つたとする考察を到底許容し得ないので、これを其の分布が示す九州ことに大陸文化輸入の門戸たる北九州を中心とした文化の地方的所産である點と、内に古式の大陸遺物である銅利器を含むのであるの事實とにくらべて、階級の低下に基く經濟的制限から導かれて發生したものではなく、基く所は他の點にありとせねばならぬことになつて、嚮の私の考察に一の論據をあたへる譯となり、原始模倣説を有力ならしめる。そして、例へば須玖岡本例の如く甕棺の存する部分に一種の大石が存在してゐる如き、また平塚例の如く石蓋あるものゝ如き、時代の關係をも考へねばならぬが、殊に後者に於て、猶彼に近似せんとして一步の努力をはらつたものと見得るのであつて、彼此兩墓制の内部主體の關係を低劣な模倣の性質によつて説かうとする考察に、其中間を結ぶ事實を提供するものでなければならぬ。かくして、這種階段の模倣に基いて發生したとする觀察に何等の支障をきたさないのである。他方其に際して、合口甕が同地方の單甕の手法を應用進化して伸展葬の内部主體たらしめた事は、合口甕と併存して稀に屈葬の單甕の存在するより當然考へられるのである。

繰返しいふことを許されたい。合口甕によつて特徴づけられるわが甕棺は、未だ石器時代の低級文化階段にあつた人民が、前漢末後漢初期に於て、不可避なものとして急激に高級文化に接して石金併用時代を現出したが、其に際し、大陸の門戸たる北九州を中心として低劣な模倣に基いて突發した文化の地方的所産であると思ふ。これを肯定するならば、貧しい貝釧や鹿角製等の身體附屬品をつけた人々が、當時恰も憧憬の對象であつたと考へられる優秀な大陸からの舶載品を副葬品として、原始的な甕棺内に伸葬せられたことも何等矛盾を示さないのであつて、これを文化史的に見る時は極めて當然であり、自然であり、面白い現象でなくてはならないと信ずる。

註(1) 清野、小金井、長谷部、大串、松本、其他諸博士の業績參看。石器時代末期から一部分が金屬時代に移行しかけたと思はれる備後高須貝塚に於て仰臥伸葬の多かつたことは、注意に値する(清野博士「研究旅行報告」民族二ノ二)

(2) 朝鮮總督府、東大のなした學術的發掘は其の顯著なものである。

(3) Gabriel Tarde:—Les de Imitation. Etude sociologique. 5me éd. Paris, 1907. とく所の意味に従つて模倣なる語を用ひる。其の邦譯には風早八十二氏の「模倣の法則」がある。

森 本 六 爾